

## 上里町産業廃棄物処理施設の設置等の紛争予防条例施行規則

(目的)

**第1条** この規則は、上里町産業廃棄物処理施設の設置等の紛争予防条例（平成15年上里町条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則における用語の定義は、条例及び本規則の例による。

(産業廃棄物処理施設)

**第3条** 条例第2条第2号の規則で定める産業廃棄物を処理する施設とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条各号に該当しないものであって、次に定めるものをいう。

- (1) 汚泥の脱水施設であって、1日当たりの処理能力が5立方メートル以上のもの
- (2) 汚泥の乾燥施設であって、1日当たりの処理能力が5立方メートル（天日乾燥施設にあつては、50立方メートル）以上のもの
- (3) 汚泥（ポリ塩化ビフェニル処理場であるものを除く）の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの
  - ア 1日当たりの処理能力が2.5立方メートル以上のもの
  - イ 1時間当たりの処理能力が100キログラム以上のもの
  - ウ 火格子面積が1平方メートル以上のもの
- (4) 廃油の油水分離施設であって、1日当たりの処理能力が5立方メートル以上のもの
- (5) 廃油（ポリ塩化ビフェニル等を除く）の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの
  - ア 1日当たりの処理能力が0.5立方メートル以上のもの
  - イ 1時間当たりの処理能力が100キログラム以上のもの
  - ウ 火格子面積が1平方メートル以上のもの
- (6) 木くず又はがれき類の破砕施設であって、1日当たりの処理能力が2.5トン以上のもの
- (7) 廃酸又は廃アルカリの中和施設であって、1日当たりの処理能力が25立方メートル以上のもの
- (8) 廃プラスチック類の破砕施設であって、1日当たりの処理能力が2.5トン以上のもの
- (9) 廃プラスチック類（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く）の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの

ア 1日当たりの処理能力が50キログラム以上のもの

イ 火格子面積が1平方メートル以上のもの

(10) 産業廃棄物質の焼却施設（「3、5、9」）に掲げるものを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 1時間当たりの処理能力が100キログラム以上のもの

イ 火格子面積が1平方メートル以上のもの

（予定計画書添付書類等）

**第4条** 条例第6条の予定計画書は、（様式第1号）によるものとする。

2 予定計画書の添付書類及び図面は、次のとおりとする。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）

第11条第2項から第5項に掲げる事項を記載した書類

(2) その他関係住民との紛争を予防するため必要と認められるもの

（公告事項）

**第5条** 条例第7条の規則で定める事項は、事業主の氏名、本店所在地、処理施設の種類・規模、縦覧の期間とする。

（縦覧の日時及び場所）

**第6条** 条例に定める縦覧の日時及び場所については、次のとおりとする。

(1) 日時 土、日、祝祭日を除く午前9時から午後4時30分までとする。ただし、町長が必要と認める日時

(2) 場所 上里町役場庁舎、その他町長が必要と認める場所

（関係地域指定基準）

**第7条** 条例第8条の関係地域指定基準は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。

(1) 処理施設からおおむね半径2キロメートル以内の周辺地域

(2) 廃棄物の搬入搬出道路の沿道地域

(3) その他排水処理施設からの排水等により、生活環境に影響を及ぼす蓋然性のある地域

（説明会の開催等）

**第8条** 条例第9条第1項の説明会は、関係地域内で行わなければならない。ただし、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないとき、その他関係地域以外の場所において説明会を開催することがやむを得ないと認められるときは、町長と協議して、当該関係地域以外の場所において開催することができる。

- 2 事業者は、説明会において関係住民に対し、予定計画書に記載した事項の概要を平易に記載した書類、図面等を利用し、具体的かつ平易に説明するように努めるとともに、条例第10条第1項の規定により意見書を提出できる旨を告知しなければならない。

(説明会についての届出事項)

**第9条** 条例第9条第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 説明会の件名
- (2) 事業者の氏名、住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）担当者の氏名及び連絡先
- (3) 出席が見込まれる関係住民の人数
- (4) 関係地域内で説明会を開催できない場合は、その理由

(説明会実施の届出)

**第10条** 条例第9条第2項の規定による届出は、説明会実施届出書（様式第2号）により行うものとする。

- 2 事業者は、説明会で書類、図面等を配布するときは、当該書類、図面等を説明会実施届出書に添付しなければならない。

(説明会概要書の記載事項)

**第11条** 条例第9条第4項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 説明会の件名
- (2) 説明会の日時及び場所
- (3) 説明人の住所、氏名及び職名
- (4) 出席した関係住民の人数
- (5) その他説明会の経過に関する事項

(説明会概要書の提出)

**第12条** 条例第9条第4項の説明会概要書の様式は、様式第3号のとおりとする。

- 2 説明会概要書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 説明会で配布した書類及び図面
- (2) 説明会の対象地域

(意見書の提出)

**第13条** 条例第10条第1項の意見書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(見解書の提出)

**第14条** 条例第11条第1項の見解書の様式は、様式第5号のとおりとする。

(紛争調整の申出)

**第15条** 条例第14条による紛争の調整の申出（以下「紛争調整の申出」という。）は、紛争調整申出書（様式第6号）により行うものとする。

2 町長は、紛争調整申出書の提出があったときは、その旨を当該紛争の相手方に通知するものとする。

(関係住民代表者の選定)

**第16条** 関係住民は、あっせんに関し代表者を選定し、当該代表者を通じて紛争調整の申出、その他のあっせんに関する行為を行うことができる。

2 町長は、多数の関係住民から紛争調整の申出がなされたときは、当該申出をした関係住民に対して、あっせんに関し代表者を選定し、当該代表者を通じてあっせんに関する行為を行うよう求めることができる。

3 代表者は、求めに応じ、代表者であることを証する書類を提示しなければならない。

(審査委員会の会長)

**第17条** 上里町産業廃棄物処理施設の設置等紛争処理審査委員会（以下「委員会」という。）に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(委員会の会議)

**第18条** 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長になる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

(委員会の庶務)

**第19条** 委員会の庶務は、所管課において処理する。

(予定計画書記載事項の変更の届出)

**第20条** 第4条第2項の規定は、条例第18条第1項の予定計画書記載事項の変更について準用する。

2 条例第18条第1項の規定による届出は、予定計画書記載事項変更届出書(様式第7号)により行うものとする。

(設置等の計画の廃止の届出)

**第21条** 条例第19条第1項の規定による届出は、設置等計画廃止届出書(様式第8号)により行うものとする。

(助言及び指導)

**第22条** 条例第12条の規定による助言及び指導は、設置等計画助言・指導書(様式第9号)により行うものとする。

(勧告)

**第23条** 条例第21条第1項の規定による勧告は、勧告書(様式第10号)により行うものとする。

(意見陳述)

**第24条** 条例第21条第3項の規定による意見陳述は、意見陳述書(様式第11号)に沿って行うものとする。

## 附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(様式省略)